

第2章 鉄道交通の安全

1. 鉄道事故のない社会をめざして

- 一たび事故が発生すると、利用者の利便に重大な支障をもたらすばかりでなく、被害が甚大となります。
- 各種の安全対策を推進し、県民の鉄道に対する信頼を揺るぎないものとする必要があります。

2. 鉄道交通の安全についての目標

- ① 乗客の**死者数ゼロ**をめざします。
- ② 運転事故全体の死者数減少をめざします。

3. 鉄道交通の安全についての対策

〈視点〉

- ① 重大な列車事故の未然防止
- ② 利用者等の関係する事故の防止

〈講じようとする施策〉

- ① 鉄道交通環境の整備
- ② 鉄道交通の安全に関する知識の普及
- ③ 鉄道の安全な運行の確保
- ④ 救助・救急活動の充実
- ⑤ 被害者支援の推進

第1節 鉄道事故のない社会をめざして

人やものを大量に、高速に、かつ、定時に輸送できる鉄道は、県民生活に欠くことのできない交通手段です。列車の運行が高速・高密度で運行されている現在の鉄道においては、一たび列車の衝突や脱線等が発生すると、多数の死傷者を生じるおそれがあります。また、ホーム上でまたはホームから転落して列車に接触するなどの人身障害事故が発生していることから、利用者等が関係するこのような事故を防止する必要性が高まっています。

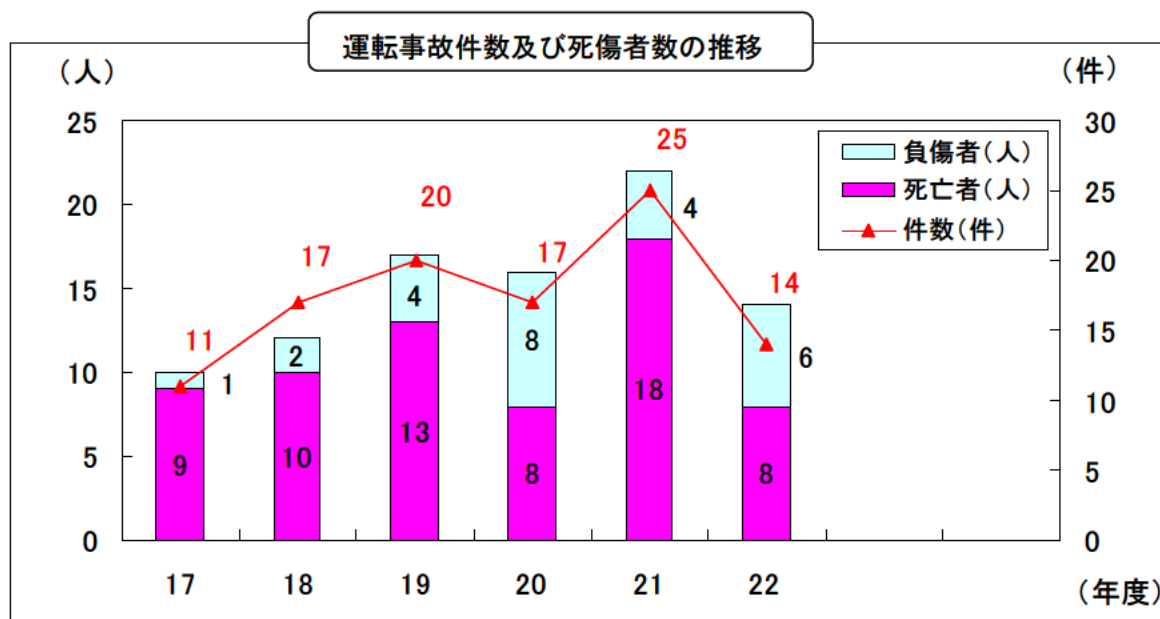
このため、県民が安心して利用できる一層安全で安定した鉄道輸送をめざし、重大な列車事故やホームでの事故への対策等、各種の安全対策を総合的に推進していく必要があります。

I 鉄道事故の状況等

1 鉄道事故の状況

鉄道における運転事故は、全国的に見ると長期的には減少傾向にあるが、県内における鉄道運転事故の件数、死傷者数、死者数は、近年、微増傾向で推移しています。

また、平成16年10月の新潟県中越地震に伴う東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本」という。）の上越新幹線列車脱線事故、平成17年3月の土佐くろしお鉄道宿毛線における



※国土交通省中部運輸局資料による(平成22年度速報値)

列車脱線事故、平成17年4月のJR西日本福知山線における列車脱線事故、そして平成17年12月のJR東日本羽越線における列車脱線事故といった社会的にも大きな影響を与えた運転事故が発生しています。

なお、平成17年度から平成22年度までの間、三重県内の鉄道事故における乗客の死者はありません。

2 近年の運転事故の特徴

近年の運転事故の特徴としては、踏切障害事故及び人身障害事故で運転事故の90%近くを占めていることがあげられます。

II 交通安全計画における目標

【数値目標】

- ① 乗客の死者数ゼロ
- ② 運転事故全体の死者数減少をめざします。

列車の衝突や脱線等により乗客に死者が発生するような重大な列車事故を未然に防止することが必要です。

近年は輸送量の伸び悩み等から、厳しい経営を強いられている事業者が多い状況であるが、引き続き安全対策を推進していく必要があります。

こうした現状をふまえ、県民の理解と協力の下、第2節及び第3章第2節に掲げる諸施策を総合的かつ強力で推進することにより、乗客の死者数ゼロを継続すること、及び運転事故全体の死者数を減少させることをめざすものとします。

第2節 鉄道交通の安全についての対策

I 今後の鉄道交通安全対策を考える視点

県内における運転事故は、微増傾向にあること、列車の衝突や脱線等が一旦発生すれば、多数の死傷者を生ずるおそれがあることから、一層安全で安定した鉄道輸送をめざし、重大な列車事故の未然防止とともに、利用者等に関する事故を防止するため、効果的な対策を講ずるべく、総合的な視点から施策を推進していきます。

Ⅱ 講じようとする施策

1 鉄道交通環境の整備

鉄道交通の安全を確保するためには、鉄道線路、運転保安設備等の鉄道施設について常に高い信頼性を保持し、システム全体としての安全性を確保する必要があります。このため、運転保安設備の整備等の安全対策の推進を図ります。

(1) 鉄道施設等の安全性の向上

鉄道施設の維持管理及び補修を適切に実施します。また、多発する自然災害へ対応するために、軌道や路盤等の集中豪雨等への対策の強化、駅施設等の耐震性の強化等を推進します。

老朽化が進んでいる橋梁等の施設について、より安全性に優れたものへと計画的に更新を進めます。特に、経営の厳しい地域鉄道については、それぞれが定めた保全整備計画に基づき、施設、車両等の適切な維持・補修等の促進を図ります。また、安全総点検等の機会を利用した技術面での指導や、研究機関の専門家による技術支援制度を活用するなどして技術力の向上についても推進していきます。

さらに、駅施設等について、高齢者、障がい者等の安全利用にも十分配慮し、段差の解消等によるバリアフリー化を推進します。また、列車の速度が高く、かつ、1時間当たりの運行本数の多いホームについて、非常停止押しボタンまたは転落検知マットの整備等の安全対策を引き続き推進します。

(2) 運転保安設備等の整備

曲線部等への速度制限機能付きATS等、運転士異常時列車停止装置、運転状況記録装置等について、着実にその整備を進めます。

2 鉄道交通の安全に関する知識の普及

運転事故の約90%以上を占める踏切障害事故と人身障害事故の多くは、利用者や踏切通行者、鉄道沿線住民等が関係するものであることから、これらの事故の防止には、鉄道事業者による安全対策に加えて、利用者等の理解と協力が必要です。このため、学校、沿線住民、道路運送事業者等を幅広く対象として、関係機関等の協力の下、全国・県交通安全

運動等において広報活動を行い、鉄道の安全に関する正しい知識の普及啓発を図ります。

3 鉄道の安全な運行の確保

鉄道の安全な運行を確保するため、運転士の資質の保持、気象情報等の充実を図ります。また、鉄道事業者への保安監査等を実施し、適切な指導を行うとともに、万一大規模な事故等が発生した場合には、迅速かつ適確に対応します。

(1) 運転士の資質の保持

運転士の資質の確保を図るため、動力車操縦者運転免許試験を適正に実施します。また、資質が保持されるよう、運転管理者が教育等について適切に措置を講ずるよう指導します。

(2) 気象情報等の充実

鉄道交通に影響を及ぼす自然現象を適確に把握し、気象警報・注意報・予報及び津波警報・注意報ならびに台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の現象に関する情報の質的向上と適時・適切な発表及び迅速な伝達に努めます。鉄道事業者は、これらの気象情報等を早期に収集・把握し、運行管理へ反映させることで、安全を確保しつつ、鉄道施設の被害軽減と安定輸送に努めます。

また、気象、地震、津波、火山現象等に関する観測施設を適切に整備・配置し、維持するとともに、防災関係機関等との間の情報の共有化やITを活用した観測・監視体制の強化を図るものとします。さらに、広報や講習会等を通じて気象知識の普及に努めます。

(3) 鉄道事業者に対する保安監査等の実施

鉄道事業者に対し、定期的にもまたは事故の発生状況等に応じて保安監査等を実施し、施設及び車両の保守管理状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況、安全管理体制等についての適切な指導を行います。

また、主要な鉄道事業者の安全担当部長等による鉄道保安連絡会議を開催し、事故及び事故防止対策に関する情報交換等を行います。併せて、鉄道事業者の安全管理体制の構築・改善状況を国が確認する運輸安全マネジメント評価を行います。

4 救助・救急活動の充実

鉄道の重大事故等の発生に対して、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ適確に行うため、主要駅における防災訓練の充実や鉄道事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化を推進します。

5 被害者支援の推進

被害を受けた者及びその遺族等に対する適切な相談活動や要望に対応した支援活動を効果的に推進します。

特に、多角的、専門的な支援を実施するため、県、警察、医療機関等で構成する「三重県犯罪被害者支援連絡協議会」において総合的な被害者支援を推進します。